



環境

脱炭素化の実現に向けた欧米の政策事例を調査・分析

● 諸外国の先行事例の分析から日本のGX政策への示唆を検討

背景

日本は2050年のネットゼロ排出実現に向けて、経済構造を脱炭素成長型に円滑に移行するためのグリーントランスフォーメーション(GX)を推進しています。GX政策の取り組みの柱は、政府支援の下での先行投資およびカーボンプライシングです。脱炭素化を先導する西側諸国は概ねこれらの政策を推進していることから、当所では日本のGX政策への示唆を導くことを目的として、欧米を中心とする諸外国の政策の調査・分析を行っています。

成果の概要

◇米国の脱炭素投資支援を調査・分析

米国で2022年8月に成立したインフレ抑制法(IRA)と呼ばれる脱炭素投資支援のための法律について、その内容と脱炭素化へのインパクトを分析しました。IRAはクリーン電力、クリーン水素、炭素回収利用・貯留(CCUS)に投資する企業等に税額控除を認めることで、これら技術への投資を促進するものです。条文と控除の仕組みを検討した結果、米国で水素やCCUS等の脱炭素技術の普及が加速する可能性が高いこと、日本が輸入する水素系燃料や合成メタン等にもIRAの税額控除が適用され、日本の脱炭素化にも貢献する可能性があることを明らかにしました。

◇欧州のカーボンプライシングを調査・分析

欧州連合(EU)が2005年から実施している排出量取引制度(EU ETS)について、2022年12月に取りまとめられた制度改革の内容を分析しました(図1)。改革の主な内容は、①従来、発電部門は排出枠の全量を有償(オークション)で配賦していたところ、産業部門でも2026年から2034年にかけて、無償での配賦から全量をオークションに移行すること、②オークション収入の一部を「イノベーション基金」に充当し、加盟国の脱炭素投資を支援すること、③排出量取引の対象外であった建物や自動車で使用する化石燃料に別途の排出量取引(ETS II)を課すことです。EUは有償オークションの対象業種や建物・自動車へのカーボンプライシングのあり方などで日本政府の制度案よりも先行しており、日本はEUの経験を踏まえつつ制度設計を逐次見直す必要があります。

CCUS

→p.19参照

EU ETS
(European Union
Emission Trading
Scheme)

EU内におけるCO₂等につ
いての排出量取引制度。

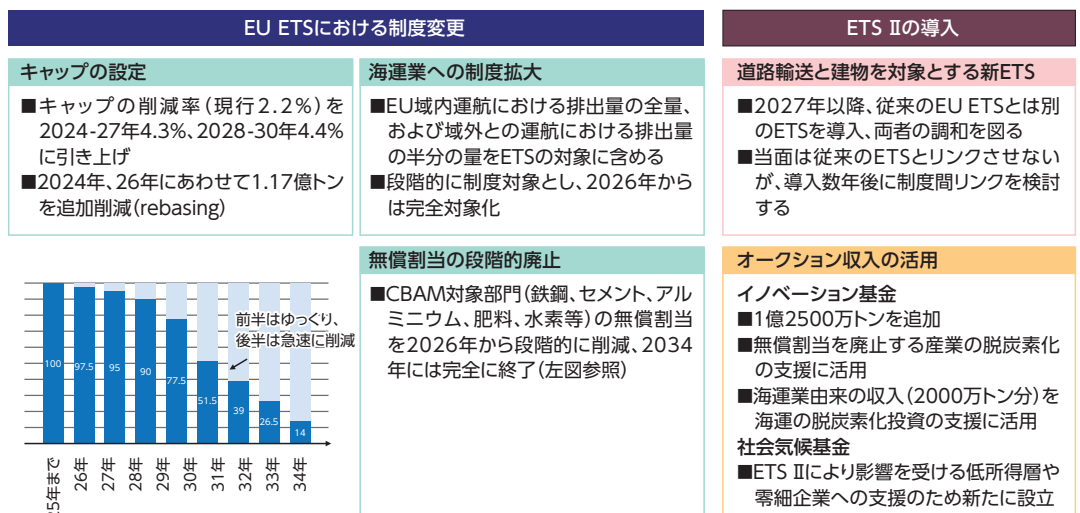
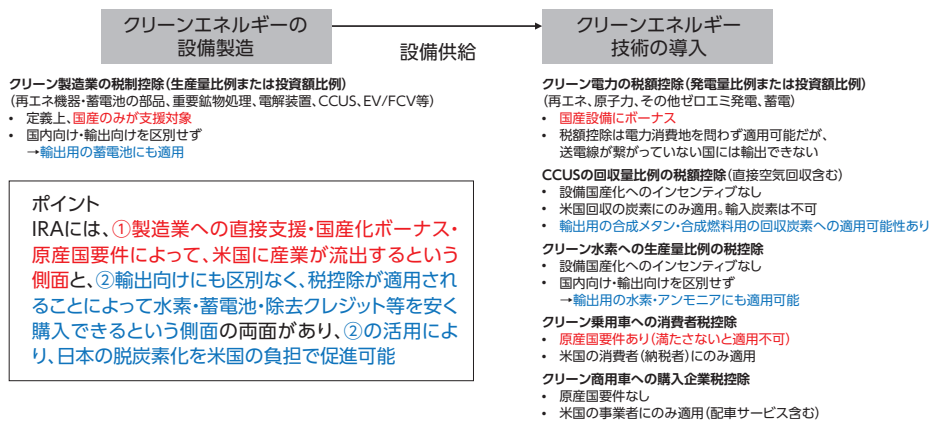


図1 EU ETSの改革



若林 雅代(わかばやし まさよ) / 上野 貴弘(うえの たかひろ)
社会経済研究所

政府による脱炭素投資の支援、カーボンプライシングなど、先行する欧米の政策事例から日本への示唆を導きます。



米国IRAの対外影響

成果の活用先・事例

米国IRAに関する当所のディスカッションペーパーについては、総理官邸のGX実行会議の政府資料で参照されました。日本政府のGXに関する検討が加速していることから、今後もディスカッションペーパーや論考等の形での速報的な発信を行ってまいります。

参考 上野、電力中央研究所 社会経済研究所ディスカッションペーパー SERC22009 (2022)
若林ほか、日経ESG寄稿「抜本改革迫る、EU ETS徹底解説」(2023)